

中小企業・小規模事業者の

活力ある未来へ 確かなサポート



青森県信用保証協会

DISCLOSURE

2026

青森県信用保証協会の現況

CONTENTS

ごあいさつ	1
青森県信用保証協会の概要	2
中期事業計画	5
令和8年度経営計画	7
信用保証の概要	11
令和7年度事業報告	21
令和7年度の主な取り組み	28
コンプライアンスの取り組み	39
個人情報保護	42
相談窓口のご案内	44

種族

ねこ族

誕生日

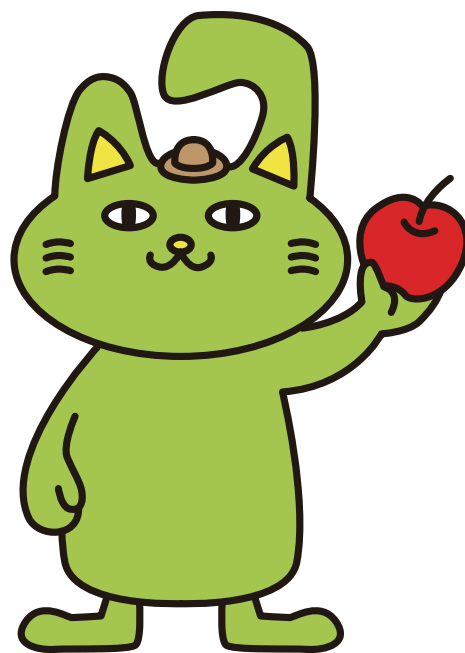
2月21日

好きな食べもの

青森県の特産品全般
特にりんご

夢

青森県内の中小企業を
応援することで青森県
の発展と県民の笑顔が
いつまでも続くこと



青森県信用保証協会
公式キャラクター「ニヤランティー」

ごあいさつ



青森県信用保証協会
会長 柏木 司

平素より、青森県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和7年度の事業活動並びに令和8年度経営計画についてご報告するディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ぜひご一読いただき、信用保証制度や当協会の経営計画、業務内容、事業実績などについて、ご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和7年度の県内の経済状況を振り返りますと、企業倒産については件数・金額とも前年を下回ったものの、依然として高水準で推移しており、長引く物価高や円安、賃金、借入金利の上昇により収益面を圧迫していることに加え、人手不足・後継者不足により事業者を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

このような状況を受け、当協会としては外部環境の変化に即応し、金融機関や関係機関と連携のうえ、県内事業者の皆さまの資金需要に的確に答えるとともに、経営支援にも積極的に取り組んできたところです。

当協会としては、令和8年度においても引き続き信用補完制度の重要性を認識し、金融機関と連携のうえ、様々な政策的保証制度を提案しながら、多様な資金需要に対応していくほか、経済情勢等の変化に応じた効果的な経営支援はもとより、事業者の経営悪化の予兆を早期に把握し、適切な経営支援による経営力の強化を後押ししていく必要があることから、積極的に各種経営支援の取り組みを行い、地方創生に一層の貢献を果たしてまいります。

最後に、当協会は『中小企業・小規模事業者の活力ある未来へ確かなサポート』をキャッチフレーズに「信頼される協会」、「顔の見える協会」を目指して、金融機関及び各支援機関とノウハウを共有しながら、「ハブ機関」としての機能を発揮していくため、役職員一丸となって業務運営に取り組む所存でございますので、関係機関の皆さまには、引き続きご指導、ご鞭撻ならびに温かいご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

プロフィール 令和8年3月31日現在

設 立	昭和24年2月21日
根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
目 的	中小企業者等のために信用保証業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 （青森県信用保証協会定款第1条）
保証債務残高	2,083億円
利用企業者数	11,819企業
役職員数	80名
本所所在地	青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル 5階

基本理念

青森県信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しています。

キャッチフレーズ

中小企業・小規模事業者の活力ある未来へ確かなサポート

当協会 協会章



現在の協会章は、昭和43年（1968）年9月に当協会創立20周年記念事業の一環として制定されました。

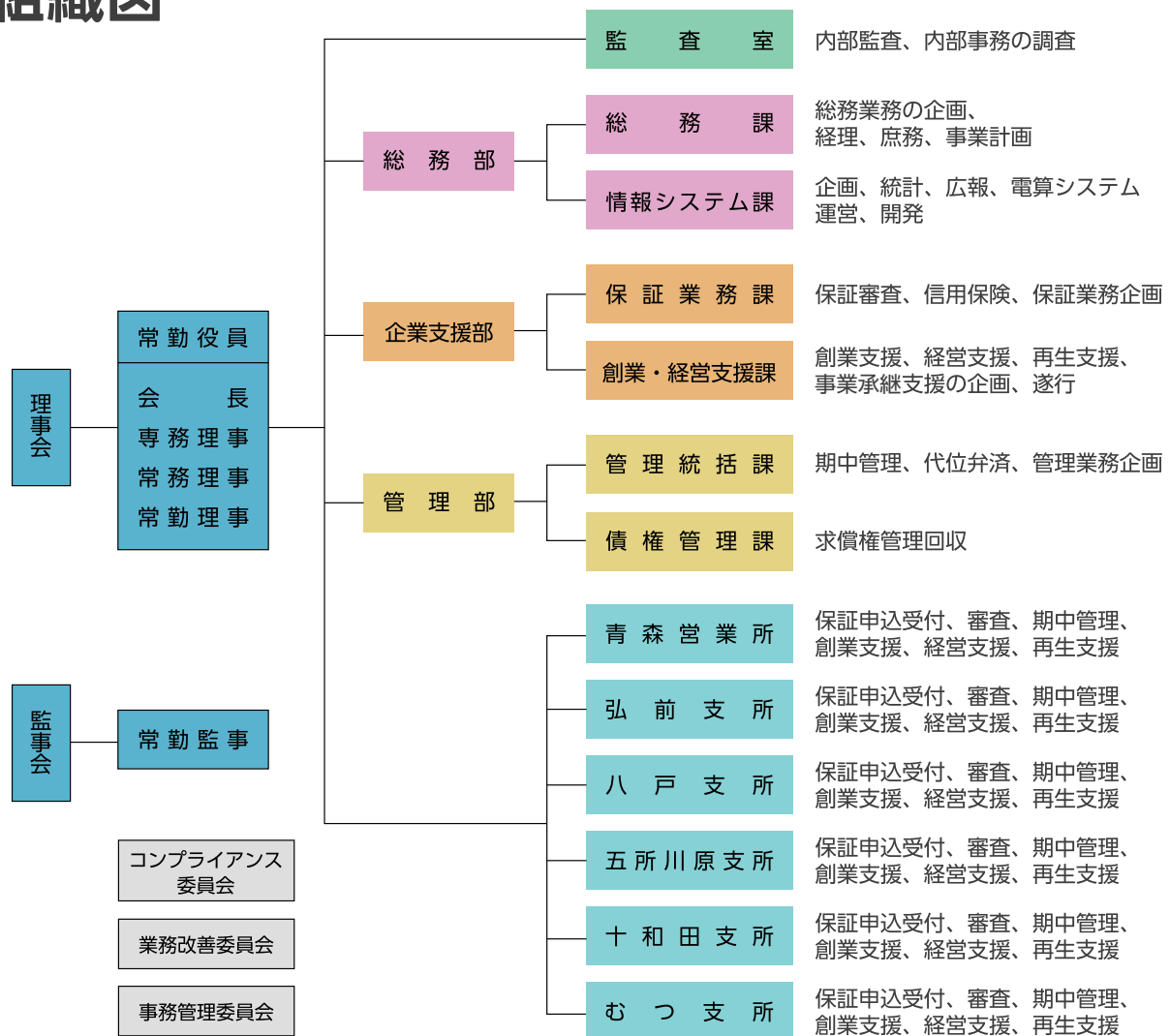
デザインは「青森県」の「ア」を象形化したもので「ア」の「ノ」の部分は信用保証協会の頭文字「S」を表現しております。そして、「フ」の部分については特に右の横を拡大し全体に丸みを出しておりますが、これは、中小企業者に対する協会のイメージを柔らかくし、親しみやすい協会であることと、協会の伸展を意図したものです。

青森県信用保証協会の役員名簿 令和8年7月1日時点

会長	柏木 司	常勤	
専務理事	葛西 啓智	常勤	
常務理事	坂本 敏昭	常勤	
常勤理事	和田 宗子	常勤	
理事	丸井 裕	非常勤	青森県議会 総務政策こども委員会 委員長
理事	山田 知	非常勤	青森県議会 経済交通観光委員会 委員長
理事	西 秀記	非常勤	青森県市長会 会長
理事	濱舘 豊光	非常勤	青森県町村会 会長
理事	石川 啓太郎	非常勤	青森みちのく銀行 頭取
理事	益子 政士	非常勤	青い森信用金庫 理事長
理事	小中 雅彦	非常勤	東奥信用金庫 理事長
理事	堀内 元博	非常勤	青森県信用組合 理事長
理事	倉橋 純造	非常勤	青森商工会議所 会頭
理事	今井 高志	非常勤	弘前商工会議所 会頭
理事	武輪 俊彦	非常勤	八戸商工会議所 会頭
理事	一戸 善正	非常勤	青森県商工会連合会 会長
理事	櫛引 利貞	非常勤	青森県中小企業団体中央会 会長
監事	須郷 義則	常勤	
監事	盛田 晶志	非常勤	公認会計士・税理士
監事	古川 智洋	非常勤	公認会計士・税理士

青森県信用保証協会の概要

組織図



各部署の概要

総務部

総務課においては人事・給与・庶務等、情報システム課においては電算システムの管理運営・開発、統計資料の作成・分析といった協会業務をスムーズに運用するためのサポートを行う部署です。

企業支援部

営業所や各支所からの保証稟議の審査のほか、創業・経営相談など、お客様のお悩みを解決するためのサポートを行う部署です。創業相談はこれから創業される方や創業後5年未満の方を対象に創業の一般的なご相談から計画書作成の相談・資金調達の相談をサポートします。経営相談はお客様の抱える経営課題について、専門家を派遣したり、金融機関との調整を図るための経営サポート会議を開催するなどのサポートを行う部署です。

管理部

保証後の債務について期中管理・代位弁済（融資金の返済が困難になったお客様に代わって金融機関に返済する際の手続き）の審査や回収を促進するための訴訟手続を行うほか、代位弁済後の今後の返済方法についてお客様と交渉を行う部署です。

営業所各支所

金融機関やお客様からの保証申込みに対する審査など、金融機関との折衝・お客様との交渉を行う窓口となる協会の最前線部署です。

基本方針

当協会は公的な保証機関として地域社会から継続的に信頼を得ていくため、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化と経営の安定を支援するとともに地域経済の発展に努めていく。令和6年度から令和8年度までの3カ年における業務上の基本方針について、以下にあげる事項を主要項目として取り組むこととする。

業務運営方針

1 金融機関との連携した資金繰り支援

金融機関が信用保証に過度に依存せず、積極的に中小企業の事業性評価や適時適切な経営支援を行うような仕組み作りが必要であり、そのためには、これまでも取り組んでいるローパー融資と保証付融資の適切なリスク分担や、金融機関との更なる連携強化が必要である。こうしたことから、下記の取り組みを一層強化する必要があるものと認識している。

2 政策的保証制度の提案

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあり、新規創業段階や経営改善段階など金融機関がリスクの高い局面で必要十分な資金供給を行っていくためには、信用補完制度を通じた信用供与が重要である。

そのためには、金融機関と密接に連携を図りながら政策的保証制度を積極的に活用していく必要がある。

こうしたことから、下記の取り組みを一層強化する必要があるものと認識している。

3 経営支援の取り組み強化

経営支援については、これまで経済危機や自然災害が発生した際に、各支援機関と連携しつつ企業訪問を起点とするプッシュ型支援を前提に取り組んできた。

また、人口減少や中小企業・小規模事業者の減少といった青森県の抱える課題解決に向け、生業の創出による事業所数の維持・創出を目的とする創業・事業承継支援を積極的に推進してきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の発生や原油・原材料価格高騰等から、多くの中小企業・小規模事業者が影響を受けており、各支援機関との連携の深度を深め、中小企業・小規模事業者の経営改善及び再生を促すと共に、創業・事業承継支援へのより一層の取り組みが必要となる。

このような状況下において、経営支援業務を担える人材の育成に向けた継続的な取り組みや、効果的な経営支援の提供に向け、経営支援業務の効果検証の実施によるブラッシュアップが重要であると認識している。

4 期中管理の徹底

延滞については、これまで金融機関が返済猶予等に柔軟な対応を示し低位で推移していたが、後継者難や経営者の高齢化に伴い、事業継続を断念し「休廃業・解散」となる事業者が依然として増加していることや返済猶予を繰り返している企業の息切れ倒産も増加傾向にある。また、コロナ禍による過剰債務、原材料・エネルギーコストの上昇による収益面の悪化、更には人手不足等によって休廃業を余儀なくされる事業者が出てくることも予想され、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような環境から金融機関や各支援機関等との連携を一層強化し期中管理の徹底に努めていくとともに、延滞管理の徹底と事故の早期把握を継続していく必要があるものと認識している。

5 求償権管理の効率化

求償権を取り巻く環境は、無担保・第三者保証人を付さない債権や、破産等により債務者等と直接交渉が出来ない債権等回収困難な案件が増加し、回収環境は一段と厳しさを増している。このような状況の中、最大限の回収効果を発揮するため管理コストを考慮し、債務者等の実情に即した適切な回収方針の決定及び早期回収に努め、効率性を重視した管理・回収に取り組む必要があると認識している。

6 コンプライアンス態勢等の強化

公的な保証機関として地域社会から継続して信頼を得ていくため、コンプライアンス管理態勢並びに各種リスク管理について一層の強化を図る。

また、公共的使命の観点から、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力等に対しては毅然とした態度で対応すべく組織一丸となり取り組んでいく。

7 組織の更なる活性化

中小企業・小規模事業者に対する金融支援や経営支援等、保証協会に求められている役割は多様化しているほか、自然災害や経済危機が発生した際には、セーフティネットとしての機能を適切に発揮する必要があることから、何より経営基盤となる人材の育成に努めていくとともに、施設面を含めた業務環境の整備、DXの推進による業務の効率化、各種保証制度や経営支援への取り組みなどについて一層の認知度向上を図るための効果的な広報活動に努め、組織の更なる活性化を図っていく。また、現行の基幹システムが2028年12月で保守契約が満了となることから、次期システムに係る検討の実施を行い、スムーズな移行を目指していく。

経営方針

中小企業・小規模事業者は、物価や賃金、借入金利の上昇による収益の悪化に加え、輸出規制、人手・後継者不足等により、経営環境は厳しさを増していくことが想定される。このため当協会は、信用補完制度の重要性を認識し、金融機関と連携のうえ、様々な政策的保証制度を提案しながら、多様な資金需要に対応していく。

また、経済情勢等の変化に応じた効果的な経営支援はもとより、より早期に事業者の経営悪化の予兆を把握し、適切な経営支援による経営力の強化を後押ししていく必要があることから、積極的に各種経営支援の取り組みを行い、地方創生に一層の貢献を果たしていく。

さらに、金融機関との連携を一層強化し、期中管理の徹底に努めていくほか、求償権回収については、回収環境が厳しさを増している中、管理コストを考慮したスタンスを取り入れ、効率性を重視した管理・回収を図っていく。

加えて、公的機関としての使命・社会的責任を果たすため、経営の透明性とコンプライアンスを常に意識し、リスク管理態勢の強化を図りながら、『中小企業・小規模事業者の活力ある未来へ確かなサポート』をキャッチフレーズに「信頼される協会」「顔の見える協会」を目指していくとともに、経営基盤となる人材の育成や業務環境の整備等により組織の更なる活性化を図っていく。

重点課題

保証部門

①金融機関等と連携した実効性のある資金繰り支援並びに経営者保証に依存しない融資慣行の確立

ア. 企業のライフステージに応じてプロパー融資と保証付融資の適切なリスク分担に取り組んでいく。

イ. プロパー融資の支援状況に着目した審査体制を継続していく。

ウ. 金融機関等との勉強会等を通じ、適切なリスク分担や予兆管理に関する認識共有を図るとともに、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、金融機関と連携し、経営者保証を不要とする保証制度等について周知していく。

②政策的保証制度の提案

ア. 創業関連特例（スタートアップ創出促進保証制度含む）の提案

イ. 小口零細企業保証の提案

ウ. 経営改善型保証制度の提案（短期継続型保証制度、経営力強化保証制度（マル強を含む）、事業再生計画実施関連保証制度、モニタリング強化型特別保証制度）

エ. 事業承継特別保証制度等の提案

オ. 金融機関と協調した融資制度の提案

令和8年度経営計画

経営支援部門

①創業支援への積極的な取り組み

- ア. 関係機関と連携した個別支援を実施する。
- イ. 創業チャレンジを促すためのセミナー開催、創業に関する有益な情報提供等により、創業マインドの醸成を図る。
- ウ. 創業後の事業継続・事業発展のため、フォローアップ支援を実施する。

②経営改善支援の取り組み強化

金融機関及び各支援機関等との連携を通じて、中小企業・小規模事業者が必要とする各種支援を提供する。

③再生支援への取り組み強化

再生局面において、個々の中小企業・小規模事業者の状況を勘案しつつ、きめ細やかな対応を実施する。

④事業承継支援の推進

関係機関と連携し個別支援を実施する他、承継機運の醸成に努める。

⑤経営支援業務の担い手の育成

経営支援業務に必要なスキルを習得すべく、必要に応じて関係機関と連携を図り担い手の育成に努める。

⑥支援先の効果検証を実施

経営支援先の業績改善状況をローカルベンチマーク及びCRD評点、返済の正常化状況により検証する。計画0期と計画3期の対比において、経営支援の効果が認められる中小企業・小規模事業者の目標値(割合)を30%とする。

⑦早期相談・支援に向けた取り組み

経営悪化等の兆候を早期に把握し、中小企業・小規模事業者への支援を実施する。

期中管理部門

①延滞管理の徹底

- ア. 金融機関との勉強会を通じ連携を強化し、債権管理の重要性の認識共有を図る。
- イ. 事故案件の早期把握に努め調整業務に着手する。また、金融機関に対し期中管理の徹底と代位弁済の抑制、早期の情報提供と督促管理の強化を要請する。

②事故の早期把握

経営環境の悪化が緩やかに進行する案件が増加していることを踏まえ、事故に至る前段階での兆候把握を重視し、早期に調整業務へ着手する。あわせて金融機関に対しては、期中管理の徹底、資金繰り動向の適切な把握、事故懸念先に関する早期かつ継続的な情報提供を求めていく。

回収部門

①効率性を重視した回収への早期着手

代位弁済直後から初動を徹底し督促等の強化及び法的請求への着手により回収に努める。

②適正な回収方針の決定と実行

- ア. 担保物件任意処分の促進及び進捗が見られない案件は競売手続きを図る。
- イ. 定期回収先の管理を強化し、現況再確認のうえ増額交渉に努めるとともに、保証債務免除により一括回収の促進を図る。

③管理事務停止・求償権整理の促進

管理事務停止及び求償権整理を適切に処理し、求償権管理事務の効率化に努める。

その他間接部門

①コンプライアンス管理態勢の強化

コンプライアンスプログラムに基づき役員の巡回時及び会議等での啓蒙活動を継続的に実施していくとともに担当部署における内部研修等により役職員の意識の共有化と統一化を図る。また、浸透状況の把握を継続し、結果に基づき改善に努める。

②各種リスク管理態勢の強化

効果的な内部監査の実施により事務の厳正化を図るとともに規程等の見直しにより事務処理の改善を図る。

③個人情報保護の徹底と個人データの適正管理

役職員の意識向上を図っていくとともに、個人データ取扱状況の点検並びに内部監査により情報漏洩防止を図り、情報の適切な管理に努める。

④反社会的勢力等への取り組み強化

警察、暴力追放県民センター、弁護士等との連携強化により情報収集に努めるとともに、当協会内での適正な情報共有を図る。また、外部講師などによる内部研修の実施により反社会的勢力等の排除に取り組んでいく。

⑤人材育成の充実

中小企業・小規模事業者の多様なニーズに対応するため、内・外部研修へ積極的に参加させる他、業務に有効な資格の取得についても促進させるなどし、目利き能力・実務能力向上や経営支援業務を担える人材の育成に努めていく。

⑥効果的な広報活動の実施

ホームページやSNS、マスメディア等の活用、ディスクロージャー誌の発刊などにより当協会の認知度向上を図る。

⑦DXの推進等による業務の効率化

デジタル・DXの推進を図り業務効率化に努める。また、保証業務の電子化について、未稼働の金融機関、関係機関と情報共有をしながら具体化に向け準備を進める。

⑧施設面の見直しに係る検討の実施

本所事務所新築については工事契約締結しており、移転について着実に実行していく。

また、中小企業・小規模事業者の多様なニーズに迅速に対応すべく、業務の効率化や、それに伴う施設面の見直しについては継続して検討を実施する。

⑨次期基幹システムの開発

保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、次期基幹システムの更改に向けた準備を確実に進めてスムーズな移行を目指していく。

事業計画

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	67,000	89.3	122.8
保証債務残高	190,000	85.6	92.5
代位弁済	3,500	87.5	111.1
実際回収	600	100.0	73.4



信用保証協会の役割

信用保証協会（以下「協会」という。）は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づいて設立された公的保証機関です。

協会の役割は、中小企業の金融の円滑化を図ることにあります。

事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者に対して、金融上の強力な「公的保証人」となって融資の道を開く専門機関が協会です。協会は、中小企業と金融機関とを結びつける「架け橋」の役割を果たすとともに、多くの中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、資金の裏付けをして、その企業を発展に導き、地域経済の発展に貢献していくという大きな役割があります。

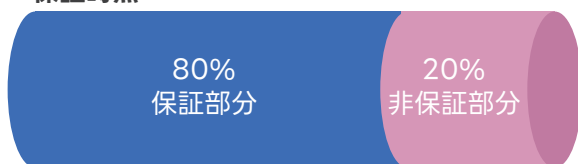
金融機関との「責任共有制度」について

平成17年6月に中小企業政策審議会基本政策部会から提言された、「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」の中の項目の一つで「保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して、中小企業者の事業意欲を継続的に把握し、① 融資実行、② 融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことが必要である。」とされたことを受けて、平成19年10月から実施された制度です。次の二つの責任共有方式が導入され、金融機関がどちらかを選択することになっています。

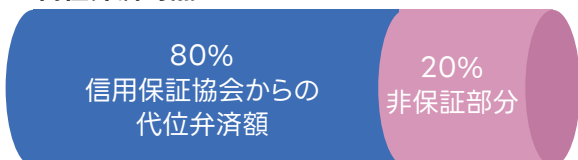
部分保証方式

個別融資金額の80%を協会が保証する方式（保証制度として特定された「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証（ABL保証）」等）。

保証時点



代位弁済時点



金融機関は80%の保証部分について、信用保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

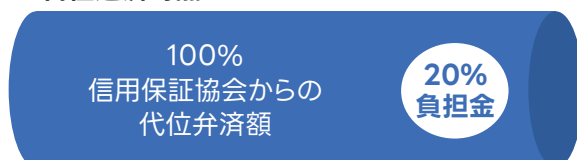
負担金方式

定められた計算期間内において保証債務平均残高と代位弁済額により代位弁済率を算出し、定められた計算期間内においての保証債務平均残高に対して、前述の代位弁済率を乗じた金額の20%を負担金として金融機関が協会に納付する方式。

保証時点



代位返済時点



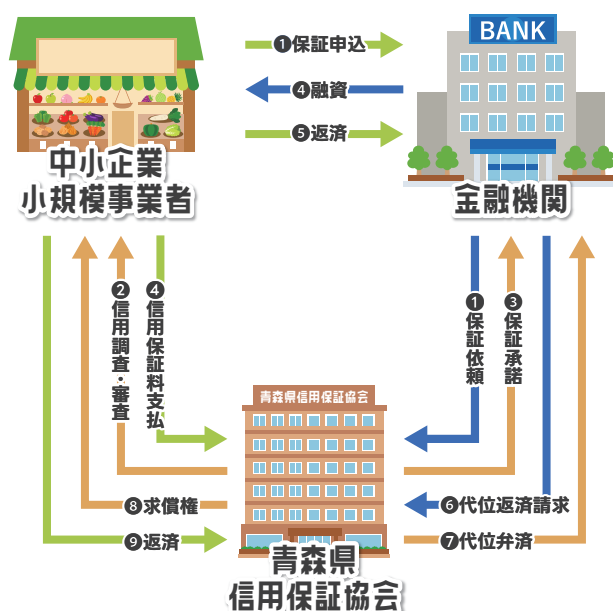
金融機関は100%信用保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなります。

信用補完制度のしくみ

この制度は、中小企業者、金融機関、協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」との総称をいいます。協会は、地方公共団体から出えん金等の財政支援を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により保証債務履行（代位弁済といえます。）に伴う負担が軽減されています。これらにより協会は、広範な中小企業者の金融を円滑にすることができるようになります。

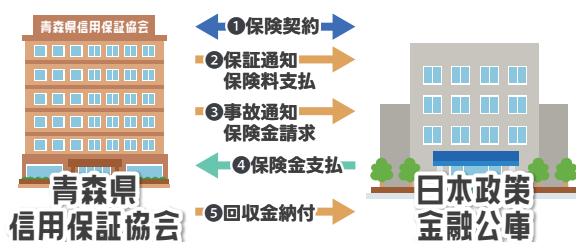
このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

信用保証制度



- ① 中小企業者は、金融機関を通じて信用保証の申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は信用保証書に基づいて、中小企業者に融資を行います。この時、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済します。
- ⑥ 万一、中小企業者が何らかの理由（倒産等）によって、借入金の返済ができなくなった場合は、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済（代位弁済）します。
- ⑧ 代位弁済を行うことにより、信用保証協会は中小企業者に対し求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者およびその保証人は、信用保証協会に求償債務の返済をします。

信用保険制度



- ① 日本政策金融公庫（以下、公庫）と信用保証協会は信用保険契約を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は①の契約に基づいて保険要件（信用保険を掛けるための要件は、保険種類ごとに法令等によって定められています。）を備えた信用保証を行った場合は、公庫に保証通知を行うとともに、保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し、代位弁済をしたときは、この事実を公庫に通知（事故通知）し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- ④ 信用保証協会は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%から90%を保険金として公庫から受領します。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

信用保証料

信用保証料（以下、「保証料」という。）は、金利や手数料的な性格とは異なり、協会が中小企業者の保証委託に基づいて行う信用保証の対価として、中小企業者にご負担していただく信用保証制度独自のもので、そのうち半分以上を株式会社日本政策金融公庫に信用保険料として納付しています。

保証料率

平成18年度から、従来、原則一律であった保証料率を中小企業者の経営状況を踏まえた保証料率体系とし、基本となる保証料率を年率0.50%～2.20%の範囲で9区分に細分化しました。また、平成19年10月からは、金融機関との責任共有制度の開始により、年率0.45%～1.90%の範囲とする責任共有保証料率を導入しています。

リスク考慮型基準料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有 保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外 保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証のことを指します。

保証料の割引・補給

有担保

物的担保の提供がある場合（保証料補給のある場合を除く）、保証料率を0.10%割引します。

会計参与設置会社

一部の保証制度を除き、会計参与設置会社の場合は保証料率を0.10%割引します。

県・市町村制度

県・市町村制度を利用する場合、県および一部の市町村から保証料の全部または一部の補給を受けることができます。

協会保証制度

一部の保証制度について、保証料率を引き下げています。

ご利用いただける中小企業者

所在地

個人の場合

「青森県内」に住居又は事業所（事務所）を有し、事業を行っている中小企業者が保証の対象となります。

法人の場合

「青森県内」に本店又は事業所（事務所）を有し、事業を行っている中小企業者が保証の対象となります。

ただし、個人は住居が、法人は本店の住所が「青森県外」の中小企業者については、青森県内の事業所（事務所）で使用する事業資金に限ります。

規模

原則として「中小企業信用保険法」に定める「中小企業者」を対象としています。

個人の場合は「常時使用する従業員数」が、また、会社の場合は「資本金（出資金）」又は「常時使用する従業員数」のいずれかが、下表に該当していることが必要となります。

業種	資本金（出資の総額）	従業員数
製造業等（運送業、建設業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

※組合の場合は、当該組合又はその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

保証の内容

保証限度額

一般保証

- ①個人・会社・医業を主たる事業とする法人
2億8,000万円（普通保証2億円、無担保保証8,000万円）
- ②組合
4億8,000万円（普通保証4億円、無担保保証8,000万円）
ただし、下記の組合の場合は、①の保証限度額が適用されます。
農業協同組合（同連合会）、水産業協同組合、森林組合（同連合会）、生産森林組合、消費生活協同組合（同連合会）、内航海運組合（同連合会）

別枠保証

- 国の施策による特別な要件を必要とする保証で、一般保証とは別枠の取り扱いとなります。
- ※1. 他協会の利用がある場合、合算した利用額が限度額を超えることはできません。
 - 2. グループ企業が構成されている法人等の場合、結びつきの度合いによっては、グループ企業に対する保証の合計額を、一企業の保証限度額の範囲内で取り扱いする場合があります。

保証期間

原則として、運転資金15年以内、設備資金20年以内としています。
（運転設備資金の場合は、資金使途の割合の大小により判定します）
ただし、制度保証等については、定められた保証期間以内となります。

資金使途

中小企業者がその事業経営に必要な「事業資金（運転資金及び設備資金）」に限られます。
したがって、「事業資金」以外の生活資金、投機資金、住宅建築資金等は対象にはなりません。

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

担保

必要に応じ提供していただきます。

保証料率の上乗せで経営者保証が不要となる保証制度について

令和6年3月15日より「事業者選択型経営者保証非提供制度」（「横断的制度」）の取り扱いが開始されています。

一定の要件を満たすことで、保証料率の上乗せにより経営者保証の取り扱いを選択できます。なお、本制度は枠組み的な制度であり、個別の保証制度を問わず横断的に適用されます。

ご利用いただける方

次の(1)～(5)をすべて満たす法人

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない(※2)
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 ≥ 0 」となること。

※3 損益計算書において「経常利益 + 減価償却 ≥ 0 」となること。

保証料率

- ① ご利用いただける方(3)①及び②の**いずれも**満たす場合
0.70%～2.45%
(当信用保証協会所定の保証料率0.45%～2.20%に0.25%上乗せ)
- ② ご利用いただける方(3)①又は②の**いずれか一方**を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合
0.90%～2.65%
(当信用保証協会所定の保証料率0.45%～2.20%に0.45%上乗せ)

対象となる保証

原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります

- ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険
- ・新事業開拓保険・事業再生保険

(注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません。

(注②) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

主な保証制度

県の制度

制度名	貸付限度額	貸付利率(年率)	保証期間	保証料率
「青森新時代」への架け橋資金				
(1) ①スタートアップ創出枠 ②創業枠	1億円 (うち①は3,500万円)	固定1.7%	運転10年以内 (据置2年以内) 設備15年以内 (据置3年以内) (1) ①、(4) ③～⑤は 運転・設備ともに 10年以内 (据置1年以内) (1) ②は借換可 10年以内 (据置1年以内)	1.05%
(2) 認定や国・県補助等採択事業	1億円	(1) ①② 女性、 UIJターン:1.5%		0.45%～1.90%
(3) 特別枠	合計2億8,000万円	(1) ①② 各市町村が設置する 創業相談窓口の 利用:1.6%		
①新商品開発・新分野進出		(1)～(3) 三者連携協定に 基づく融資:1.6%		
②DXを推進する取組・生産性向上				
③GXを推進する取組				
④SDGsの達成に資する取組				
⑤労働力確保・仕事と子育ての両立		(3) くるみん 認定企業:1.5%		
⑥物流の効率化を図る取組				
(4) 事業承継枠①～⑤	①～④合計1億円 ⑤別枠1億円	固定2.2% 経営力向上割引あり		(4) ④・⑤ 0.20%～1.15% 県・市町村補給あり
(5) 金融機関提案枠	1億円	固定1.7%		
経営安定化サポート資金				
(1) 連鎖倒産枠	3,000万円 (運転資金のみ)	固定1.6% 経営力向上割引あり	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～1.90% 県・市町村補給あり
(2) 経営安定枠	4,000万円 (運転資金のみ)			
(3) 災害枠	①県指定	3年以内:固定1.6% 3年超:固定1.8%		
	②ホタテ			
事業活動応援資金	1億円	変動2.1% 経営力向上割引あり	運転10年以内 (据置2年以内) 設備15年以内 (据置3年以内)	0.45%～1.90%
経営力強化借換資金	1億円	固定1.9%	運転10年以内 (据置1年以内)	0.45%～1.75% 市町村補給あり

※経営安定関連の保証料率は1～4号、6号の場合0.95%、5、7、8号の場合0.86%となります。

※県および連携している市町村による保証料補給要件は制度により異なります。詳細につきましては当協会までお問い合わせください。

※事業者選択型経営者保証非提供制度により保証料率が上乗せとなる場合があります。

信用保証の概要

市町村の制度

制度名	貸付限度額	貸付利率(年率)	保証期間	保証料率
青森市 地場産業振興資金	2,000万円	1.8%以内	設備15年以内 (据置3年以内)	0.45%~1.90% 青森市が半額補給
八戸市 商工業設備投資資金	5,000万円 中心市街地枠 1億円	一般 2.0% 中心市街地枠 1.5%	設備10年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.90% 八戸市が全額補給
十和田市 長期経営安定化資金	1,000万円	2.6%以内	運転10年以内 (据置6か月以内) 設備10年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.90% 十和田市が全額補給
市町村小口資金	2,000万円	各市町村ごとに 決定	10年以内	0.45%~1.90% 市町村補給あり
市町村事業活性化資金	2,000万円	各市町村ごとに 決定	10年以内	0.45%~1.90% 市町村補給あり
市町村 小口零細企業資金	2,000万円	各市町村ごとに 決定	10年以内	0.50%~2.20% 市町村補給あり

※小口資金、事業活性化資金、小口零細企業資金の実施状況および保証料補給要件は各市町村により異なります。

※事業者選択型経営者保証非提供制度により保証料率が^a上乗せとなる場合があります。

信用保証の概要

国の制度

制度名	貸付限度額	貸付利率(年率)	保証期間	保証料率
中小企業特定社債保証	4億5,000万円	発行体所定金利	2年以上7年以内	0.45%~1.90%
流動資産担保保証	2億円	所定金利	1年 (個別保証の場合1年以内)	0.68%
借換保証 (1)一般保証及び経営安定関連保証 (2)条件変更改善型借換保証	2億8,000万円	所定金利	(1)10年以内 (据置1年以内) (2)15年以内 (据置2年以内)	0.45%~1.90%
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	個人・法人 2億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内 (据置1年以内)	0.80% または1.00%
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内 (据置3年以内)	0.80% または1.00% 国補給あり
経営力強化保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 運転資金:5年以内 設備資金:7年以内 借換資金:10年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.75%
創業関連保証	3,500万円	所定金利	10年以内 (据置1年以内)	0.85%
再挑戦支援保証		所定金利	10年以内 (据置1年または3年以内)	1.05%
スタートアップ 創出促進保証				
経営安定関連保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	運転15年以内 (据置1年以内) 設備20年以内 (据置1年以内)	1~4,6号 0.95% 5,7,8号 0.86%
財務要件型 無保証人保証	2億8,000万円	所定金利	一括返済:2年以内 分割返済:7年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.90%
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度)	8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内 (据置1年以内)	0.70%~2.65% 国補給あり
プロパー融資借換 特別保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.90%
協調支援型特別保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内 (据置:運転1年以内 設備・運設3年以内)	0.45%~1.90% 国補給あり
モニタリング強化型 特別保証	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済:1年以内 分割返済:10年以内 (据置:運転1年以内 設備・運設3年以内)	0.45%~1.90% 国補給あり

※事業者選択型経営者保証非提供制度により保証料率が上乘せとなる場合があります。

信用保証の概要

協会の主な制度

制度名	貸付限度額	貸付利率(年率)	保証期間	保証料率
事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円以上 2,000万円以下	所定金利	1年間もしくは2年間	0.39%~1.62%
当座貸越(貸付専用型) 根保証	100万円以上 2億8,000円以下	所定金利	1年間もしくは2年間	0.39%~1.62%
根保証 (手形割引・手形貸付 電子記録債権割引)	2億円 (運転資金のみ)	所定金利	1年間	0.39%~1.87%
長期経営資金(やくしん)	2,000万円以上 2億円以下 (100万円単位)	所定金利	運転:3年以上 15年以内 設備:3年以上 20年以内	0.45%~1.90%
小規模企業者カードローン 当座貸越根保証 「ナイス」	300万円	所定金利	1年間もしくは2年間	0.39%~1.62%
協調融資保証制度 「WIN」	2億8,000万円	所定金利	運転:1年以上 10年以内 設備:1年以上 20年以内	0.35%~1.80%
短期継続型保証 「NEWサポート・ファイブ」	8,000万円 (運転資金のみ)	所定金利	12か月	0.45%~1.90%
小口短期継続型保証 「スモールサポート・ ファイブ」	3,000万円 (運転資金のみ) (1企業者1口限り)	所定金利	12か月	1.15%

※事業者選択型経営者保証非提供制度により保証料率が上乗せとなる場合があります。

収支計算書

収 入	
科 目	金 額
経 常 収 入	2,942,450,405
保 証 料	2,172,833,982
預 け 金 利 息	6,474,177
有価証券利息・配当金	327,601,661
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	6,605,857
損 害 金	19,591,876
事 務 補 助 金	13,028,641
責 任 共 有 負 担 金	369,683,000
雑 収 入	26,631,211
経 常 収 支 差 額	766,841,176

経 常 外 収 入	4,388,487,694
償却求償権回収金	114,350,425
責任準備金戻入	1,552,920,090
求償権償却準備金戻入	207,685,092
求償権補填金戻入	2,513,532,087
保 險 金	2,317,237,034
損失補償補填金	196,295,053
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 収 支 差 額	▲195,866,107

制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0

支 出	
科 目	金 額
経 常 支 出	2,175,609,229
業 務 費	1,146,111,500
役 職 員 給 与	519,857,493
退職給与引当金繰入	82,920,100
そ の 他 人 件 費	105,000,347
旅 費	11,054,470
事 務 費	208,101,359
賃 借 料	105,623,694
動 産 ・ 不 動 産 償 却	19,499,756
信 用 調 査 費	2,384,475
債 権 管 理 費	23,723,564
指 導 普 及 費	36,779,618
負 担 金	31,166,624
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,022,231,569
責任共有負担金納付金	0
雑 支 出	7,266,160

経 常 外 支 出	4,584,353,801
求 償 権 償 却	2,915,915,786
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	3,424,810
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退 職 金	5,587,800
責 任 準 備 金 繰 入	1,493,661,750
求償権償却準備金繰入	165,557,958
そ の 他 支 出	205,697

当 期 収 支 差 額	570,975,069
収支差額変動準備金繰入額	285,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	285,975,069

収支計算書の用語解説

収入

経常収入

保証料

保証をご利用の際に中小企業者からいただく信用保証の対価です。

保証料

預け金利息等

金融機関に預け入れられた預貯金の受取利息と、有価証券の配当金です。

預け金利息等

責任共有負担金

責任共有制度において、負担金方式を選択している金融機関から受領した負担金を計上しています。

責任共有負担金

その他

経常外収入

責任準備金戻入

求償権償却
準備金戻入

求償権補填金戻入

代位弁済により㈱日本政策金融公庫から受領した保険金と、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償金を計上しています。

求償権補填金
戻入

その他

収支差額変動 準備金取崩額

決算時に収支の差額が生じた場合、その欠損を補填するために取り崩します。

収支差額変動
準備金取崩額

支出

経常支出

業務費

信用保険料

信用保険料

(株)日本政策金融公庫へ支払う保険料です。

責任共有負担金納付金

責任共有負担金 納付金

責任共有負担金のうち、㈱日本政策金融公庫への納付額を計上しています。

その他

経常外支出

求償権償却

求償権償却

年度末求償権のうち回収不能となった求償権を償却した額や、当年度受領した保険金相当額を計上しています。

責任準備金繰入

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸倒引当金」に相当するものです。保証債務残高に対して一定の割合で積み立てています。

求償権償却
準備金繰入

求償権償却 準備金繰入

協会資産の健全性を保つために求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

その他

当期収支差額

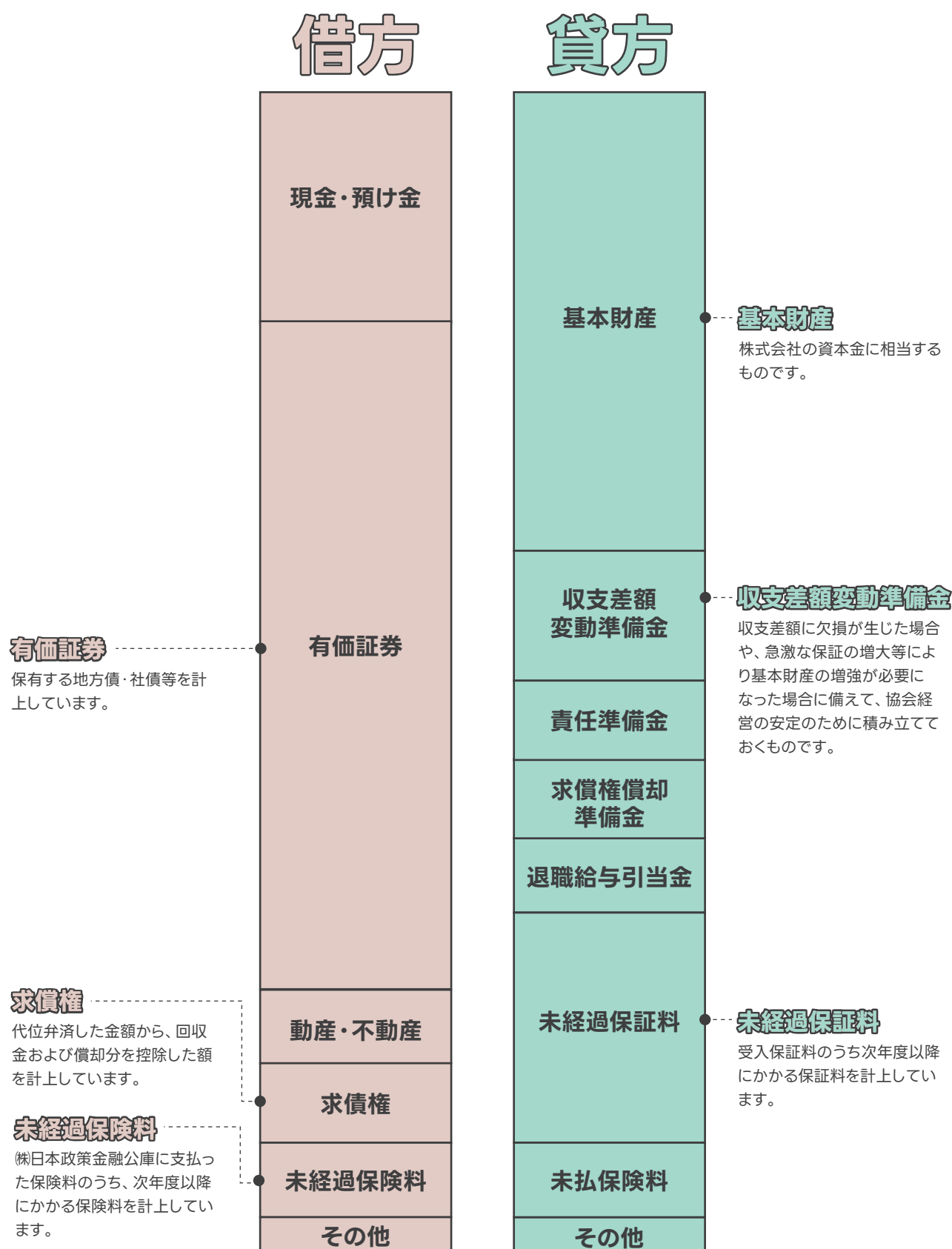
当期収支差額

基本財産および収支差額準備金に繰り入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な基本財産の充実を図ります。

貸借対照表

借 方			貸 方		
科 目		金 額	科 目		金 額
現	金	151,733	基 本 財 産		22,586,130,286
	現 金	151,733	基 金		10,483,490,000
	小 切 手	0	基 金 準 備 金		12,102,640,286
預	け 金	4,091,646,764	制 度 改 革 促 進 基 金		0
	当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金		3,850,211,988
	普 通 預 金	3,608,565,909	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		▲106,234,577
	通 知 預 金	0	責 任 準 備 金		1,493,661,750
	定 期 預 金	400,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金		165,557,958
	郵 便 貯 金	83,080,855	退 職 給 与 引 当 金		785,427,400
	金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金		0
	有 価 証 券	28,242,104,216	保 証 債 務		208,331,458,379
	国 債	0	求 償 権 補 填 金		0
	地 方 債	5,297,360,392	保 険 金		0
	社 債	22,707,743,824	損 失 補 償 補 填 金		0
	株 式	237,000,000	借 入 金		0
	受 益 証 券	0	長 期 借 入 金		0
	新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)		0
	フ ァ ン ド 出 資	0	短 期 借 入 金		0
	譲 渡 性 預 金	0	(うち日本政策金融公庫分)		0
	そ の 他	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金		0
動 産 ・ 不 動 産		448,881,582	雑 勘 定		5,390,005,702
	事 業 用 不 動 産	325,708,919	仮 受 金		1,639,305
	事 業 用 動 産	79,502,663	保 険 納 付 金		38,201,209
	所有動産・不動産	0	損 失 補 償 納 付 金		3,335,254
	建 設 仮 勘 定	43,670,000	未 経 過 保 証 料		5,333,223,504
損 失 補 償 見 返		0	未 払 保 険 料		1,205,765
保 証 債 務 見 返		208,331,458,379	未 払 費 用		12,400,665
求 償 権		782,342,229	有 価 証 券 未 払 金		0
譲 受 債 権		0			
雑 勘 定		599,633,983			
	仮 払 金	1,698,436			
	保 証 金	0			
	厚 生 基 金	83,548,500			
	連 合 会 勘 定	3,933,254			
	未 収 利 息	59,623,696			
	有 価 証 券 未 収 金	0			
	未 経 過 保 険 料	450,830,097			
合 計		242,496,218,886	合 計		242,496,218,886

貸借対照表の用語解説



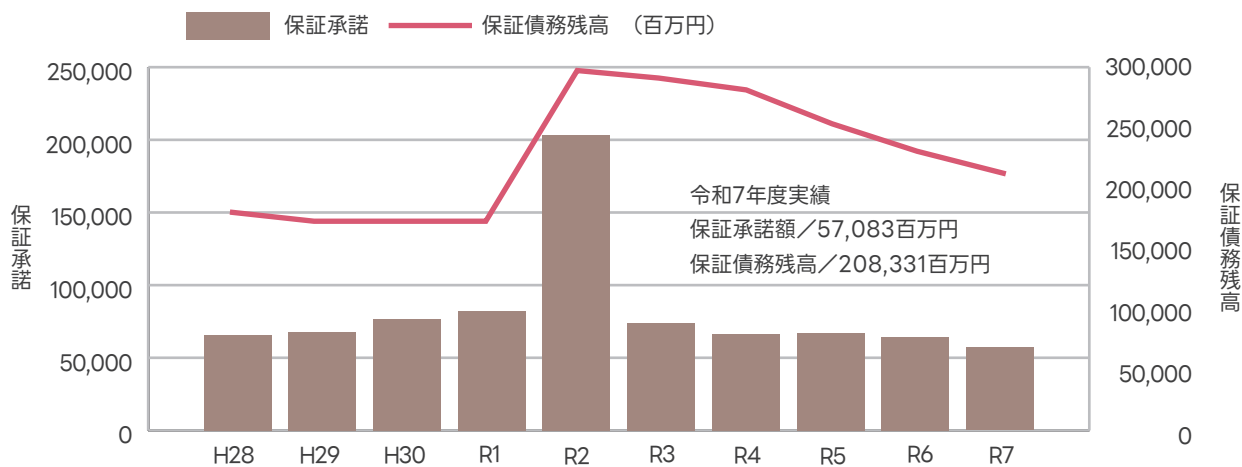
財産目録

資 産	
科 目	金 額
現 金	151,733
預 け 金	4,091,646,764
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	28,242,104,216
動 産 ・ 不 動 産	448,881,582
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	208,331,458,379
求 償 権	782,342,229
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	599,633,983
合 計	242,496,218,886

負 債	
科 目	金 額
その他有価証券評価差額金	▲106,234,577
責 任 準 備 金	1,493,661,750
求 償 権 償 却 準 備 金	165,557,958
退 職 給 与 引 当 金	785,427,400
損 失 補 償 金	0
保 証 債 務	208,331,458,379
求 償 権 補 填 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	5,390,005,702
合 計	216,059,876,612
正 味 財 産	26,436,342,274

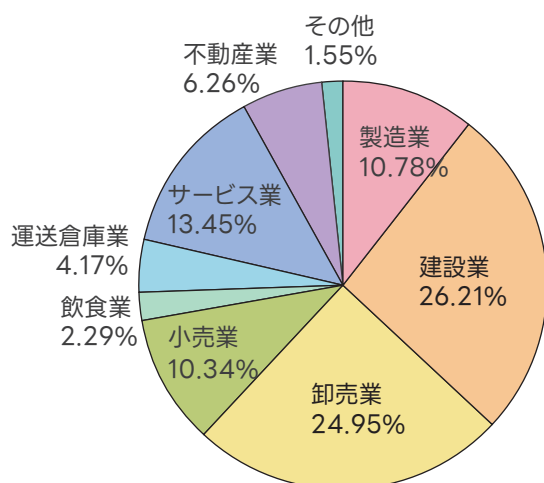


保証承諾額・保証債務残高推移



業種別実績

保証承諾

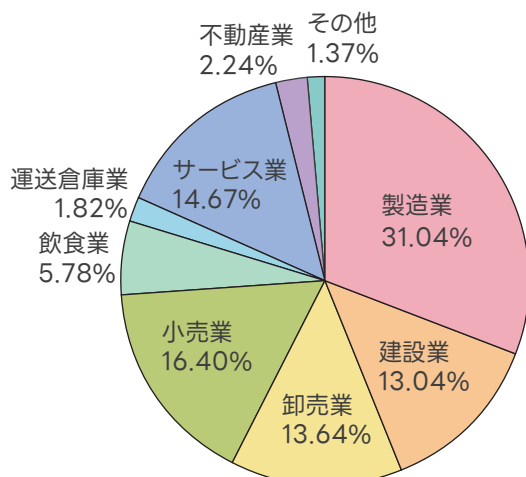


※グラフは金額比を表しています。

(単位:百万円)

区分	件数	金額
製造業	450	6,154
建設業	1,402	14,963
卸売業	682	14,243
小売業	631	5,900
飲食業	223	1,307
運送倉庫業	149	2,379
サービス業	763	7,677
不動産業	262	3,574
その他	58	886
合計	4,620	57,083

代位弁済



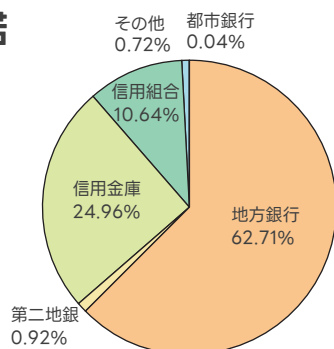
※グラフは金額比を表しています。

(単位:百万円)

区分	件数	金額
製造業	51	951
建設業	69	400
卸売業	29	418
小売業	67	502
飲食業	44	177
運送倉庫業	3	56
サービス業	52	450
不動産業	8	69
その他	3	42
合計	326	3,065

金融機関群別実績

保証承諾

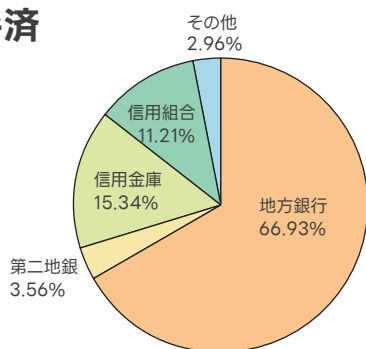


※グラフは金額比を表しています。

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	1	24
地 方 銀 行	2,647	35,799
第 二 地 銀	36	526
信 用 金 庫	1,440	14,247
信 用 組 合	482	6,076
そ の 他	14	410
合 計	4,620	57,083

代位弁済



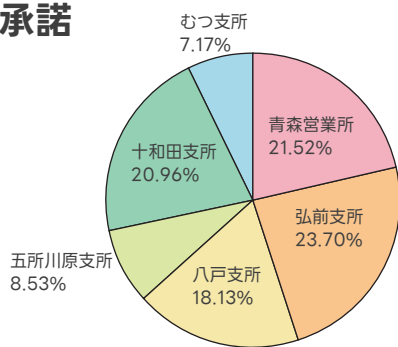
※グラフは金額比を表しています。

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	0	0
地 方 銀 行	188	2,051
第 二 地 銀	7	109
信 用 金 庫	90	470
信 用 組 合	37	344
そ の 他	4	91
合 計	326	3,065

営業所・支所別実績

保証承諾

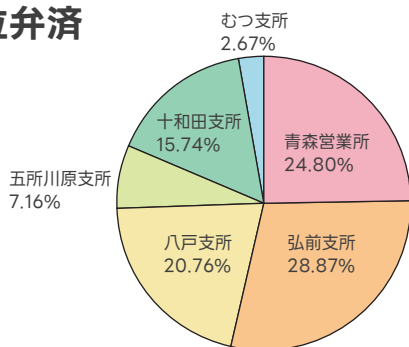


※グラフは金額比を表しています。

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
青 森 営 業 所	984	12,284
弘 前 支 所	1,227	13,527
八 戸 支 所	923	10,349
五 所 川 原 支 所	447	4,868
十 和 田 支 所	769	11,965
む つ 支 所	270	4,091
合 計	4,620	57,083

代位弁済



※グラフは金額比を表しています。

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
青 森 営 業 所	89	760
弘 前 支 所	80	885
八 戸 支 所	74	636
五 所 川 原 支 所	30	219
十 和 田 支 所	37	482
む つ 支 所	16	82
合 計	326	3,065

採用活動

採用に向けた取り組みの一環として各種活動を行っております。

★企業説明会

開催日: 令和7年4月24日(木)

令和7年4月25日(金)

★弘前大学授業「キャリア形成の実践」

ゲストスピーカー

開催日: 令和7年6月4日(水)

★大学訪問

(青森公立大学・青森大学・青森中央大学)

開催日: 令和7年6月20日(金)

★弘前大学授業「地域の経済産業」

ゲストスピーカー

開催日: 令和7年6月26日(木)

★弘前大学大学院授業「共創価値創出演習」

ゲストスピーカー

開催日: 令和7年7月14日(月)

★オープンカンパニー

開催日: 令和7年8月18日(月)

★1DAY仕事体験(支援)

開催日: 令和7年8月27日(水)

★1DAY仕事体験(保証)

開催日: 令和7年9月5日(金)

★青森公立大学県内企業バスツアー

開催日: 令和7年10月29日(水)

★弘前大学合同企業研究セミナー

開催日: 令和7年11月12日(水)

★青森中央学院大学テーマ別青森企業研究会

開催日: 令和7年11月21日(金)

★オープンカンパニー

開催日: 令和8年2月10日(火)

★1DAY仕事体験(支援)

開催日: 令和8年2月17日(火)

★1DAY仕事体験(保証)

開催日: 令和8年2月24日(火)

★青森中央学院大学就職セミナー

開催日: 令和8年3月2日(月)

★青森公立大学合同企業説明会

開催日: 令和8年3月3日(火)



令和7年8月開催「1DAY仕事体験(支援)」のようす



令和7年10月開催「青森公立大学県内企業バスツアー」のようす



令和7年10月開催「青森公立大学県内企業バスツアー」のようす



令和7年9月開催「1DAY仕事体験(保証)」のようす

各種広報活動の実施

ホームページ・Instagram・Facebook

当協会の概要、各種保証制度、セミナー情報等を随時発信しています。Instagramについては令和7年9月にアカウントを新規開設しました。次ページにて詳しく紹介しております。

ディスクロージャー誌

前年度の実績や取り組み、今年度の経営計画等を掲載しています。
令和7年度版ディスクロージャー誌より、紙媒体での配布が終了となり、電子版のみの発刊へと切り替わりました。



ノベルティグッズ

毎年度各種ノベルティグッズを製作し、企業訪問やセミナーの際に配布しています。
令和7年度は今治タオルのハンカチ、ボールペンを製作しました。ボールペンは筆記時の振動を抑制する型を採用し、受け取った方が少しでも喜んでいただけるものを提供できるように工夫しました。
今後はさらに幅を広げ、季節品や日用品の展開も視野に入れています。



Instagramアカウント開設

令和7年9月にInstagramアカウントを開設しました。SNSの中でも普及率の高いInstagramを導入することで、知名度向上や新規顧客の獲得を図りました。

本アカウントでは創業したお客様の紹介やセミナー等の活動記録を投稿しており、県内の中小企業者へ協会の魅力や親しみやすい雰囲気を感じてもらえるような内容が中心となっています。協会がどのような組織なのか、初めて見た人にも伝わるような運営を心掛けています。

上記のような投稿に加えて、キャンペーン等のお客様向けの情報も随時発信していく予定です。



AI-OCR導入

令和7年6月よりAI-OCR「SmartRead」を導入し、財務資料のデータ登録に活用しています。「SmartRead」の導入により、これまで課題となっていた費用負担や属人化等の問題も解消へ向かっています。

また、読込データの補正から基幹システムの更新用データ作成までを処理するエクセル「BalanceEye」の導入にも取り組み、更なる業務効率化を図りました。

「SmartRead」は財務資料以外にも定型的な様式の学習が可能となるため、文書電子化等の幅広い業務へ活用していく予定です。

DXへの取り組み

令和4年9月にDX推進委員会を組成し、業務のデジタル化を推進しています。

令和7年度は山形県信用保証協会への業務視察や、高知県信用保証協会を招いた意見交換会を開催するなど、積極的な情報収集を行いました。

電子申込受付システムについては、青森みちのく銀行における本格的な受付が開始となり、DXによる業務効率化が図られました。

また、文書電子化へ向けた取り組みも開始となり、電子保管を可能とするシステムの開発が行われました。令和8年度では既存文書の取り込みが開始予定となっています。

そのほかにも業務効率化を目的とした新たなシステムの検討を随時行っています。

令和7年度の主な取り組み

令和7年度管内金融機関との保証業務推進協議会

青森営業所及び各支所が主催し、管内金融機関の支店長に出席頂き、当該年度の事業計画等を説明のうえ、ご支援・ご協力を賜るべく、毎年実施しています。

会議終了後は、懇親会を開催し、交流を深めています。



金融機関との個別勉強会

当協会の業務について一層の理解を深めて頂き、相互連携の強化を図ることを目的に、毎年金融機関本郡との合同勉強会を開催していますが、令和7年度においては、個別での開催を実施しました。

テーマ

(1) 保証関係について

① 保証状況について

② 各種保証制度「協調支援型特別保証制度、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援型）制度、経営力強化保証制度、事業者選択型制度（横断的制度・国補助制度）、プロパー借換制度、スタートアップ創出促進保証制度」について

③ 令和7年度キャンペーン（途中経過）について

④ 事業承継について

(2) 創業・経営支援関係について

(3) その他

開催日

→ 参加金融機関

令和7年9月1日（月）

→ 青森県信用組合

令和7年9月4日（木）

→ 青い森信用金庫

令和7年9月8日（月）

→ 青森みちのく銀行

令和7年9月10日（水）

→ 東奥信用金庫

令和7年度の主な取り組み

キャンペーン・金融機関優績店舗表彰

令和7年度「創業者・事業者支援キャンペーン」

中小企業・小規模事業者向け各種制度を活用し創業者・事業者を支援、地域活性化への貢献を目的としたキャンペーンを毎年行っています。

令和7年度 表彰店舗

グループA

令和7年3月末
保証残高17億円以上

- ▶ 東奥信用金庫 城東支店
- ▶ 青森みちのく銀行 親方町支店
- ▶ 青森みちのく銀行 浪打支店
- ▶ 青森みちのく銀行 弘前東支店
- ▶ 青森みちのく銀行 十和田中央支店

グループB

令和7年3月末
保証残高10億円以上

- ▶ 青森県信用組合 中央支店
- ▶ 青森みちのく銀行 青森西支店
- ▶ 青森県信用組合 三沢支店
- ▶ 青森みちのく銀行 大鰐支店
- ▶ 青い森信用金庫 廿三日町支店

グループC

令和7年3月末
保証残高3億円以上

- ▶ 青森みちのく銀行 七戸中央支店
- ▶ 青森県信用組合 上北町支店
- ▶ 青い森信用金庫 八戸桔梗野支店
- ▶ 青森みちのく銀行 七戸支店
- ▶ 青森みちのく銀行 平内支店



令和7年度金融機関優績店舗表彰

創業・事業承継・経営承継・経営安定支援を目的として、表彰規準により算出されたポイントの多い店舗に対して感謝状と記念品を贈呈しています。

令和5年度より、支所主催の保証業務推進協議会にて、感謝状と記念品の贈呈を行っています。

令和7年度 表彰店舗

グループA

令和7年3月末
保証残高17億円以上

- ▶ 東奥信用金庫 城東支店
- ▶ 青森みちのく銀行 十和田中央支店
- ▶ 青森みちのく銀行 五所川原中央支店
- ▶ 東奥信用金庫 本店
- ▶ 青森みちのく銀行 十和田支店
- ▶ 青森みちのく銀行 むつ中央支店
- ▶ 青森みちのく銀行 親方町支店
- ▶ 青森みちのく銀行 むつ支店
- ▶ 青い森信用金庫 三沢支店
- ▶ 青森みちのく銀行 三沢支店

グループB

令和7年3月末
保証残高10億円以上

- ▶ 青森みちのく銀行 弘前南支店
- ▶ 青森みちのく銀行 青森西支店
- ▶ 青森県信用組合 三沢支店
- ▶ 青森みちのく銀行 類家支店
- ▶ 青い森信用金庫 湊支店
- ▶ 青森みちのく銀行 南類家支店
- ▶ 青い森信用金庫 下北営業部
- ▶ 青森みちのく銀行 十和田南支店
- ▶ 青森みちのく銀行 問屋町支店
- ▶ 青森みちのく銀行 桜川通り支店

グループC

令和7年3月末
保証残高3億円以上

- ▶ 青い森信用金庫 八戸桔梗野支店
- ▶ 東奥信用金庫 平賀支店
- ▶ 東奥信用金庫 五所川原支店
- ▶ 青森県信用組合 沖館支店
- ▶ 青森みちのく銀行 青森東支店

青森県中小企業支援ネットワーク会議

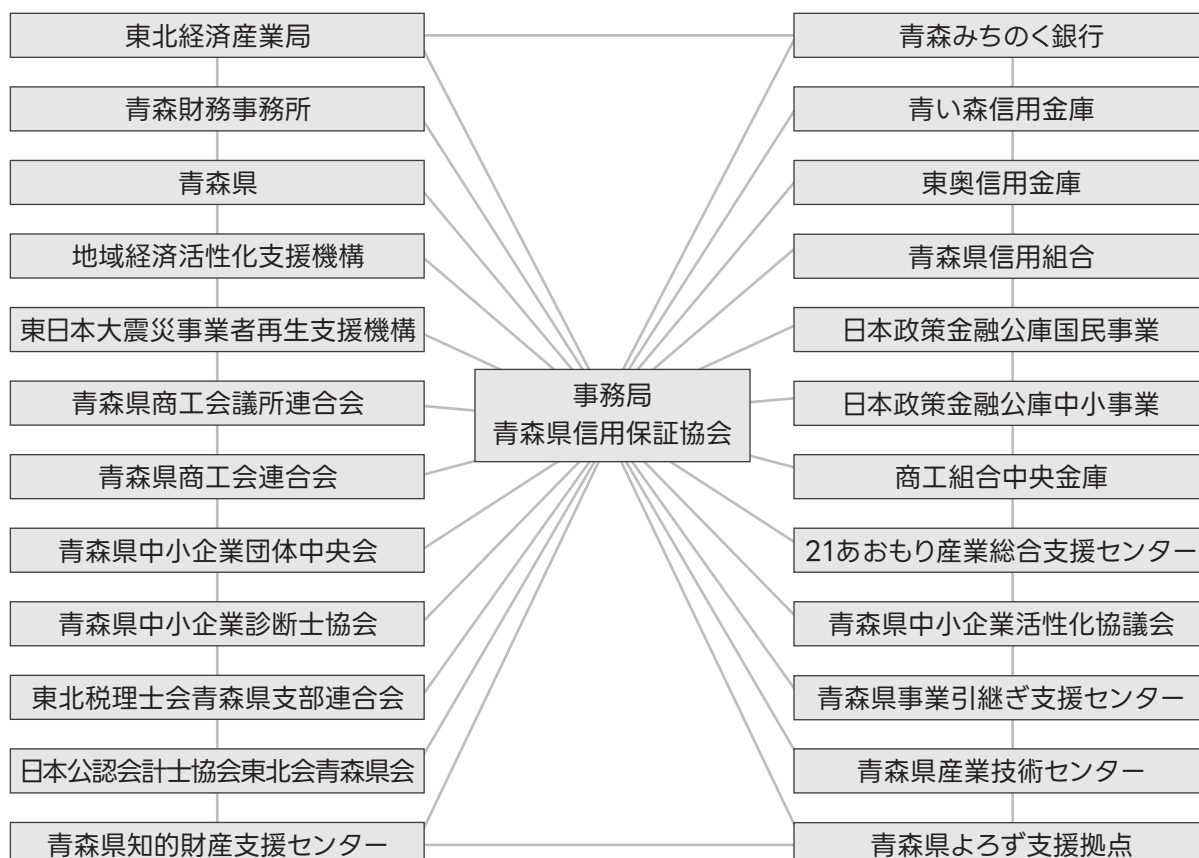
令和7年10月30日に当協会が事務局を務める青森県中小企業支援ネットワーク会議を開催しました。

青森県中小企業支援ネットワークは行政・金融・商工団体等25の機関で構成されており、会議では金融の円滑化と中小企業の経営改善・事業再生等の施策や取り組み等タイムリーに情報提供を行うなど柔軟な運営に努めています。

第18回目となる令和7年度の会議では、23機関（全25機関の会議体）から34名に出席いただきました。議題を「（1）金融の円滑化と中小企業の経営支援等について」、「（2）各機関における中小企業支援に関する取り組みについて」、「（3）各機関における中小企業向け経営・再生支援等の取り組みについて」とし、各機関における中小企業支援に関する新たな取り組み、中小企業向け融資動向と経営支援等の取り組みについて情報共有を行いました。



中小企業支援ネットワーク参加機関



当協会主催による経営支援セミナー

令和7年12月16日に「予兆管理で守る企業の未来～経営支援機関の新たな役割～」をテーマに経営支援セミナーを開催しました。

セミナーには株式会社 地域経済活性化支援機構 経営企画本部 地域金融連携部 部長増田 吉宏氏とロングブラックパートナーズ 株式会社 統括パートナー 牛越 直氏をお迎えし、それぞれ「予兆管理を含めた事業者支援について」と「早期再生と事業再生ファンドの活用」というテーマでご講演をいただきました。

リアル会場とオンラインでのハイブリット開催とし、金融機関及び関係機関から161名にご参加いただきました。



当協会柏木会長による挨拶



増田吉宏氏による講演

『経営サポート相談会』を初開催

令和7年11月12日(水)、13日(木)の二日間にわたり、『経営サポート相談会』を初開催いたしました。

当協会は平成28年3月に公益財団法人21あおもり産業総合支援センター及び地方独立行政法人青森県産業技術センターと中小企業支援に関する覚書を締結(三者連携)以降、両センターの各種事業と連携の上、県内中小企業・小規模事業者に対する支援を強化してきた経緯にあります。

本相談会は三者連携の枠組みを活用し、経営課題解決に向けた早期相談機会の創出、タイムリーなサポートメニュー提供を目的に公益財団法人21あおもり産業総合支援センター内に設置されております「青森県中小企業活性化協議会」「青森県よろず支援拠点」と連携、また、「弘前商工会議所」にご協力いただき開催いたしました。

本相談会では2日間にわたり、当協会弘前支所・五所川原支所管内の中小企業・小規模事業者計17者から「補助金申請」「経営改善」「販路拡大」「金融相談」「事業承継」「廃業」など、多岐にわたり両機関所属の専門家に相談し、継続的に支援していただくことになりました。

参加事業者様からは「経営相談会は初めて参加したが、相談しやすかった」「話せてよかった」といった声もいただいております。初開催でしたが、早期相談の一助になったものと考えております。今後は他地区での開催や継続的な取り組みとして、県内中小企業・小規模事業者の皆様の経営課題解決のため、各支援機関と連携して取り組んでまいります。

相談会のご案内

経営サポート 相談会

専門家との
相談無料

問題に適した専門家が解決！

経営改善 販路拡大 商品開発
創業 事業承継 金融 廃業
その他事業経営に関すること

青森県内の中小企業の皆さまへ
長期経営課題の解決に向けて青森県中小企業活性化協議会・
青森県よろず支援拠点の専門家が経営をサポートします。

日時
2025. 11/12 WED 13 THU
9:00-17:00
曜日

対象
青森県内の事業者

お申込み
下記二次元コードから
お申込フォームにアクセスまたは
お電話にてお申込みください。

電話でお申込み
青森県信用保証協会
創業・経営支援課(担当 鈴木)
TEL.017-723-1356
(受付時間平日9-17時)

会場
弘前商工会議所会館
〒036-8354 青森県弘前市上願町18-1
3F 青森県信用保証協会弘前支所
4F 会議室/2F 会議室

予約制
事前予約となります
お電話・フォームより
ご希望のお時間を
選択下さい。

お申込み
下記二次元コードから
お申込フォームにアクセスまたは
お電話にてお申込みください。

青森県信用保証協会
創業・経営支援課(担当 鈴木)
TEL.017-723-1356
(受付時間平日9-17時)

フォームからお申込み
※お申込フォームは株式会社21あおもり産業総合支援センター
提供の「21あおもり産業総合支援センター」を利用
します。
お申込の際にいただいた個人情報は、
本センターに送付するほか、関係機関に提供
いたします。

青森県信用保証協会のHPからも相談会の申込が可能です。
青森県信用保証協会 検索

主催 青森県信用保証協会 共催 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 協力 弘前商工会議所

他協会と連携したWeb商談会の開催

本Web商談会は県内の食料品加工業者の販路拡大を目的とし、令和4年度から開催しております。今年度は宮城県信用保証協会、大阪信用保証協会の2協会とそれぞれ開催しました。商談会確定までの流れは以下のとおりです。

- ①販路拡大に興味のある県内事業者から当協会へ事前に商品をエントリーしていただき、当協会が「商品紹介シート」として取りまとめの上、各協会が推薦するバイヤーへご紹介。
- ②バイヤーは「商品紹介シート」を参考に商談を希望する業者を選定し、各協会から当協会へ紹介。
- ③当協会はバイヤーから商談希望があった旨、各事業者へご案内し、参加の意思があれば日程調整を行い、随時開催。

今年度は宮城県信用保証協会から道の駅を運営する会社2社、大阪信用保証協会から酒・食品小売店、食品スーパー等4社をご紹介いただき、それぞれ5件、8件の商談を行いました。ご参加いただいた事業者からは「保証協会様が間に入って頂いているので安心して信頼関係を構築できる」他、「慣れない商談の中保証協会のサポートが的確で率直なやり取りができた」といった声があり、満足度の高い商談会となりました。

本取り組みは県内各地の魅力ある飲食料品を県外へ売り込むキッカケとなることから、今後も継続して開催していきます。



各種セミナーの開催

専門家支援事業の一環として、これから創業を予定している方、創業して間もない方へ向けた創業セミナーを年3回（青森市、八戸市、弘前市）で開催しております。

スマホで差をつける!集客力アップ「SNS写真講座」

開催日:令和7年10月3日(金)

場所:八戸商工会議所
オンライン(Zoom)

自身の商品をSNSに掲載するにあたり、魅力的に魅せる撮り方についてプロのカメラマンからご講義いただきました。



はじめての税務セミナー

開催日:令和7年11月7日(金)

場所:青森県共同ビル5階大会議室
オンライン(Zoom)

- (1) 税務の基礎知識
 - (2) 帳簿・決算書作成のポイント
 - (3) 単年度収支計算
 - (4) インボイス制度
- について、現役税理士からご講義いただきました。



『バズる仕組み』が手に入る SNS戦略セミナー

開催日:令和7年11月21日(金)

場所:土手町コミュニティパーク多目的ホールB
オンライン(Zoom)

昨年開催した生成AIでショート動画を作るセミナーに続き、自身で作成したコンテンツをSNSでバズるための仕組み・型について専門の会社経営をしている方とローカルインフルエンサーからご講義いただきました。



令和7年度の主な取り組み

令和7年度 管理関係研修会の開催

令和7年12月18日、当協会の顧問弁護士である清水和秀先生をお招きして、管理関係研修会を開催しました。

研修では「破産手続きについて」をテーマとし、債務整理の種類や手続きの一連の流れ、経営者保証ガイドライン等についてご講話いただきました。



倫理憲章

信用保証協会は、国及び地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業のための不可欠な機関として中小企業施策の重要な一翼を担っているところです。

すなわち、信用保証協会は、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにより、中小企業と金融機関とを結びつける「かけ橋」としての役割を果たし、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定・強化に寄与し、もって我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しようとするものであります。

激しく変動する経済・社会のなかで信用保証協会の果たすべき役割として責任は、今後ともますます大きくなるものと確信いたします。

このために、青森県信用保証協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、役職員一丸となって更なる努力を払うことを誓い、ここに倫理憲章を定めるものです。

(1) 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

(2) 質の高い信用保証サービスの提供

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

(3) 法令やルールへの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

(4) 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

(5) 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

役職員の行動規範

法令・ルール等の遵守

(1) 法令及び諸規程の遵守

協会役職員として業務上守るべき法令及び業務上の諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部規則等）を遵守する。

(2) 社会的規範の遵守

職場の内外を問わず協会役職員として品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守する。

誠実な職務の遂行

(1) きめ細やかな対応

顧客の実情に応じてきめ細やかな対応を行う。

(2) 誠実な態度

顧客には、親切、丁寧、誠意を以って礼儀正しく接し、業務の遂行に当たり、ルールに則り、正確、迅速な対応を心掛ける。

(3) 約束の遵守と契約の履行

① 相手と約束したことは必ず守る。

② 曖昧な約束、違法、不当、又は履行不可能な約束はしない。

③ 契約は口頭でも成立するので注意する。

(4) 説明努力

相手に不利益の発生が予想される場合には、相手にとって分かりやすい言葉による説明に努める。

(5) 報告・連絡・相談の励行

① 「報告・連絡・相談」の徹底を日頃から心掛け、クレームやトラブルが発生した時は、速やかに上司に報告し対応策を講じる。

② 上司は部下が「報告・連絡・相談」をしやすい職場環境作りに努める。

コンプライアンスの取り組み

(6) 虚偽・隠蔽の禁止

いかなる場合でも、虚偽の報告や事実の隠蔽を行わない。

(7) 税務・法律相談等の禁止

有資格者でなければ行うことができない、税務・法律相談等は行わない。

(例) 税務相談・税務書類の作成等(税理士法)

法律相談(弁護士法)

官公庁等に提出する書類の作成等(司法書士法、行政書士法)

宅地・建物の売買・仲介等(宅地建物取引業法)

守秘義務の履行

(1) 守秘義務

業務上知り得た情報は、家族を含め第三者に漏らさない。

(2) 情報の管理

情報の管理には十分注意を払うとともに、外部への漏洩及び外部からの侵入防止に万全を期す。

(3) 退職後の守秘義務

退職後であっても在職中に知り得た情報を第三者に漏らさない。

職務上の地位と関係者との付き合い

(1) 職務上の地位の利用

自己又は第三者のために、自らの職務上の地位を濫用しない。

(2) 保証先・求償権関係者との付き合い

保証先・求償権関係者からの接待及び贈答は、情実保証、不正(法)行為の原因に繋がる可能性があるので受けない。

(3) 取引先企業との付き合い

協会が業務の委託・物品の発注等を行っている企業からの接待及び贈答は、公正で効率的な取引を歪めることに繋がる可能性があるので受けない。

(4) 金融機関との付き合い

金融機関との接待及び贈答は、節度をもって良識の範囲内に止める。

(5) 公務員との付き合い

公務員(国家公務員、地方公務員、議会議員)及びみなし公務員との付き合いは、国家公務員倫理法等に抵触しないよう配慮する。

(6) 役職員間の付き合い

役職員間の個人的な金銭貸借、保証行為、担保提供は、みだりに行わない。

(7) 私生活における地位利用

業務外の私生活において、協会名・地位を濫用しない。

コンプライアンス関連事項への対応

苦情、不当要求行為、事件・事故、災害等が発生した場合には、それぞれの対応マニュアル、内規等に沿って行動する。

反社会的勢力への対応

(1) 毅然たる態度

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等からの不当な介入・要求には、毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否する。

(2) 組織体制の整備

① 反社会的勢力の介入(不当要求行為)に対しては、担当者又は現場だけの判断による対応とせず、組織全体で一致団結し取り組む。

② 警察当局、弁護士及び関係機関と平素から意思疎通を図り、連携を緊密にする。

外部からの苦情・トラブルへの対応

(1) 苦情は、不平不満ととらえず、謙虚に受け止め、誠意をもって適切、迅速に対応し問題の解決を図る。

(2) 苦情は、業務にフィードバックして、質の高い信用保証サービスの提供に努める。

コンプライアンスの取り組み

職場秩序の維持

(1) 差別的な言動の禁止

お互いの人格を尊重し、宗教、性別、年齢、出身及び身体的特徴等を理由に差別的な言動を行わない。

(2) 職場におけるハラスメントの禁止

すべての役職員は、他の役職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、職場内において以下のハラスメント行為をしてはならない。

また、協会役職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

①セクシュアルハラスメント

②パワーハラスメント

③妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

違反行為の報告

法令・ルール等に違反する行為又は業務上の事故等を現認した場合は、直ちに上司及びコンプライアンス担当者に報告する。

ただし、上記報告ができない理由がある場合には、直接コンプライアンス統括部署、又は外部相談窓口（弁護士等）に相談する。

懲罰

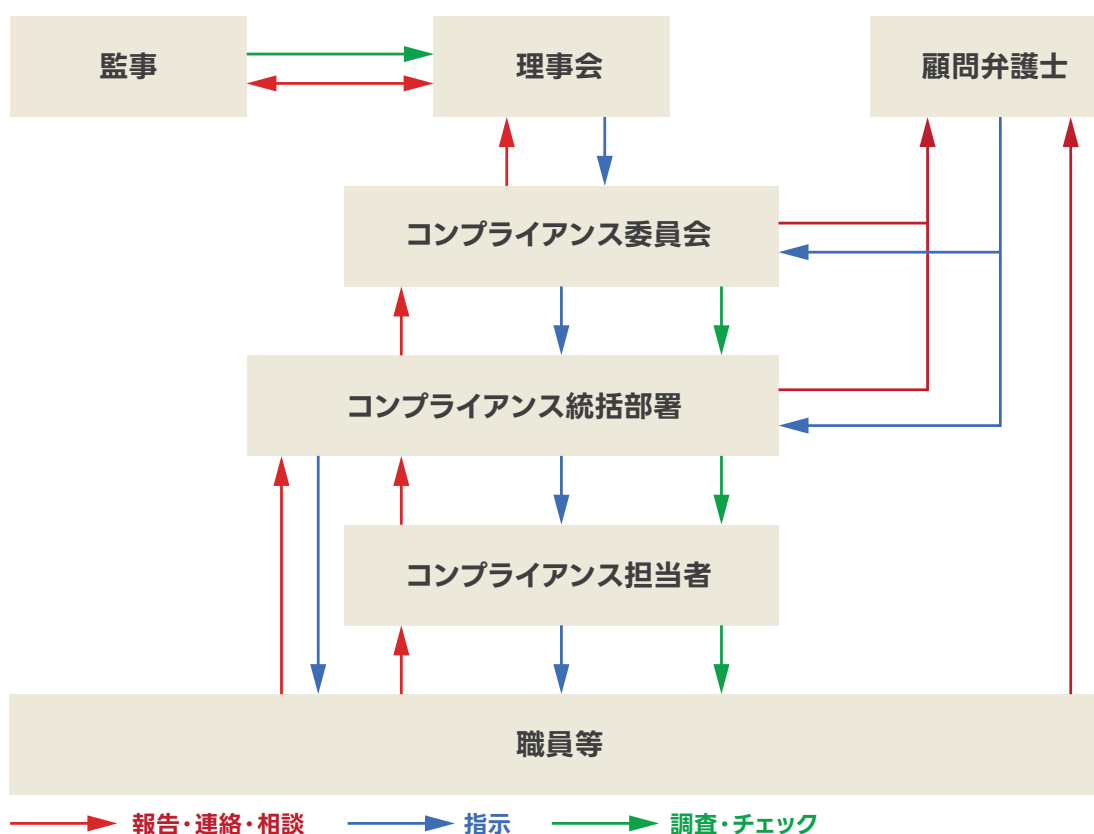
(1) 懲罰等

役職員が、法令・諸規程及び本行動規範に違反し、懲戒規程に抵触する場合には、同規程の定めるところにより処分される。

(2) 損害賠償

役職員が、不正（法）行為により協会に損害を与えた場合には、損害賠償の責を負う。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言 プライバシーポリシー

青森県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（2）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

（4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（5）個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては、手数料としまして1回につき300円をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除・利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3) 「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

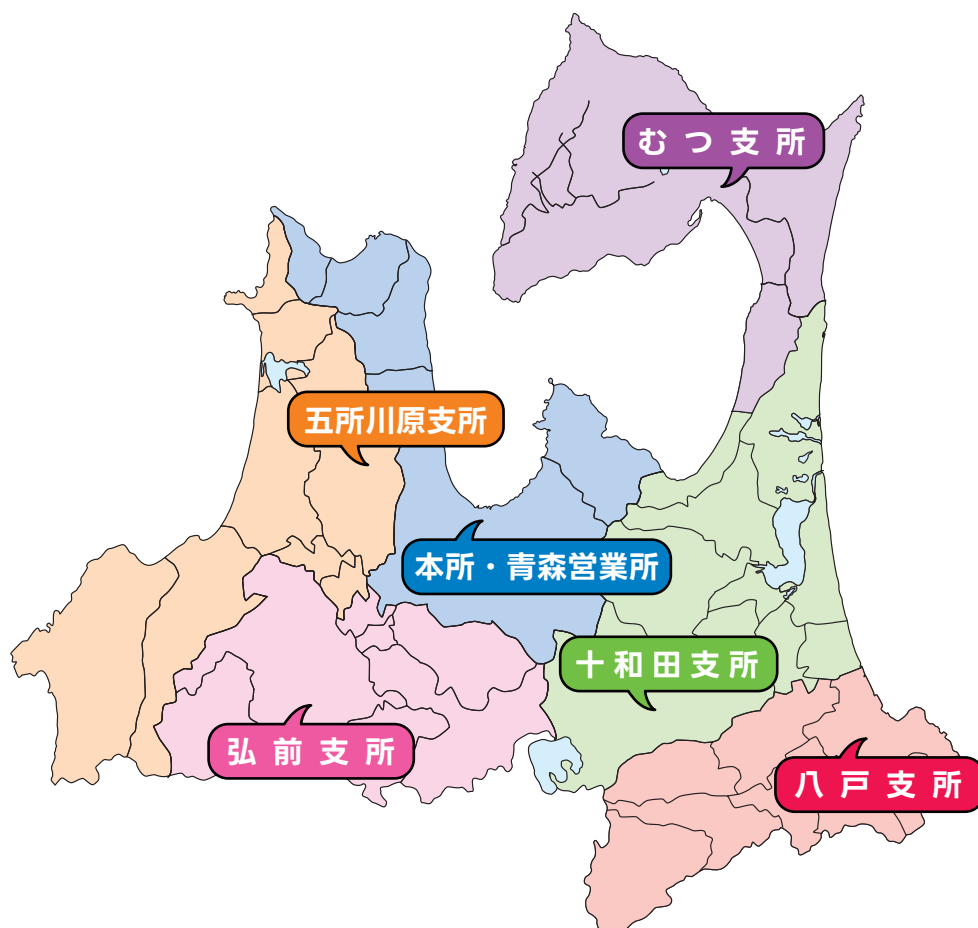
(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒030-8541 青森市新町二丁目4番1号（青森県共同ビル5階）

☎017-723-1351 部署名／総務部総務課

相談窓口のご案内



本所・青森営業所

管轄地域

青森市・平内町・今別町・外ヶ浜町・蓬田村

本所

☎017-723-1351 [FAX] 017-723-1439

青森営業所

☎017-723-1353 [FAX] 017-723-1361

創業サポート窓口

☎017-723-1356

〒030-8541

青森市新町2-4-1(県共同ビル4階・5階)



弘前支所

管轄地域

弘前市・黒石市・平川市・大鰐町

藤崎町・西目屋村・田舎館村

☎0172-32-1331 [FAX] 0172-32-1333

〒036-8354

弘前市上鞆師町18-1(商工会議所会館3階)



八戸支所

管轄地域

八戸市・三戸町・五戸町・田子町
南部町・階上町・新郷村



☎0178-24-6181 [FAX] 0178-24-6184

〒031-0076
八戸市堀端町2-3(商工会館1階)



五所川原支所

管轄地域

五所川原市・つがる市・鰺ヶ沢町
深浦町・板柳町・鶴田町・中泊町



☎0173-35-4121 [FAX] 0173-35-4123

〒037-0052
五所川原市東町17-5(商工会館4階)



十和田支所

管轄地域

十和田市・三沢市・野辺地町
七戸町・六戸町・東北町・おいらせ町
六ヶ所村



☎0176-23-4331 [FAX] 0176-23-4340

〒034-8691
十和田市西二番町4-11(商工会館4階)



むつ支所

管轄地域

むつ市・横浜町・大間町
東通村・風間浦村・佐井村



☎0175-22-1204 [FAX] 0175-22-1205

〒035-0073
むつ市中央1-4-6





青森県信用保証協会

Instagram



Facebookページ



ホームページ



青森県信用保証協会



cgc-aomori.jp